

Q 学校における合理的配慮とは？

A 「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

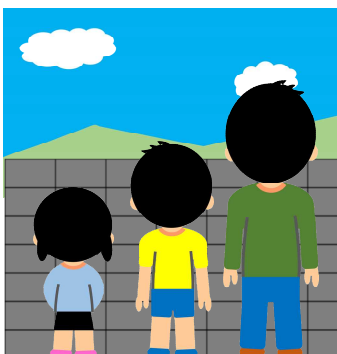
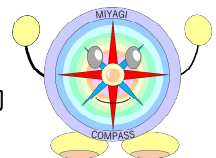
（中央教育審議会初等中等教育分科会（H24）

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

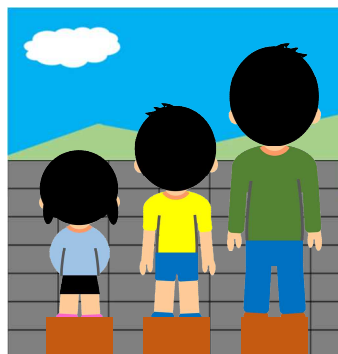
知的障害者に対する合理的な配慮の例としては、

- ・ 文字を大きく書いて、提示する。
- ・ 漢字に振り仮名を振る。
- ・ 言葉だけでなく、絵や写真などを一緒に提示する。 などがあります。

これまで行ってきた支援を、本人及び保護者、学校で3観点11項目の合理的配慮の観点（p. 1-15）で整理、捉え直すことが大切だと言われています。

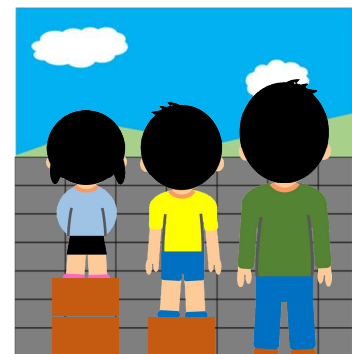


配慮が何もない状態



平等ではあるが左の子はまだ見えない

（対応を重視）



公正さが担保されて全員が見える

（結果を重視）

障害のある児童生徒の障壁を視覚化してみると、中央の絵は、全員に同じ高さの踏み台を用意することで、支援の平等さが生まれますが、全員が景色を見ることはできません。右の絵は、必要な人に必要な高さの踏み台を用意する、つまり必要な支援（合理的配慮）をすることで、全員が景色を見るという点で、公正さが担保されることになります。

○ 知的障害における「合理的配慮」の観点

観点	項目		指導
①教育内容・方法	①-1教育内容	①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	○ できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにするとともに、社会生活上の規範や、ルールの理解を促すための指導を行う。
		①-1-2 学習内容の変更・調整	○ 知的発達遅れにより、一般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う。 (焦点化を図ること、基礎的・基本的な学習内容を重視すること、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること等)
	①-2教育方法	①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	○ 知的発達遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。 (文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用等)
		①-2-2 学習機会や体験の確保	○ 知的発達遅れにより、実際的な生活に役立つ技術や態度の習得が困難であることから、調理実習や宿泊学習等の具体的な活動場面において、生活力が向上するように指導するとともに、学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導を行う。
	①-2-3 心理面・健康面の配慮	○ 知的発達遅れ等によって、友人関係を十分には形成できないことや、年齢が高まるにつれて友人関係の維持が困難になることもあることから、集団の一員として帰属意識がもてるような機会を確保するとともに、自尊感情や自己肯定感、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応を図る。	
②支援体制	②支援体制	②-1 専門性のある指導体制の整備	○ 知的障害の状態は外部からは分かりにくいことから、専門家からの支援や、特別支援学校（知的障害）のセンター的機能及び特別支援学級等の専門性を積極的に活用する。また、てんかん等への対応のために、必要に応じて医療機関との連携を図る。
		②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解推進を図るための配慮	○ 知的障害の状態は他者から分かりにくいこと、かつ、その特性としては、実体験による知識等の習得が必要であることから、それらの特性を踏まえた対応ができるように、周囲の児童生徒等や教職員、保護者への理解啓発に努める。
		②-3 災害時等の支援体制の整備	○ 適切な避難等の行動の仕方が分からず、極度に心理状態が混乱することを想定した避難誘導のための校内体制を整備する。
③施設・整備	③施設・設備	③-1 校内環境のバリアフリー化	○ 自主的な移動を促せるよう、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなどの校内環境を整備する。
		③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	○ 危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、必要に応じて、生活力の向上が必要であることから、生活体験を主とした活動を可能にする場を用意する。
		③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	○ 災害等発生後における行動の仕方が分からないことによる混乱した心理状態に対応できるよう、簡潔な動線、分かりやすい設備の配置、明るさの確保等を考慮して施設・設備を整備する。

(中央教育審議会初等中等教育分科会(H24))

「共生社会に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進(報告)別表①～⑪」を基に作成